## 転出

## (坂井市から他市区町村または国外への引越し) の手続きをされた方へ

## 新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所の市町村役場で転入届をしてください。

- 1. 転入届に必要なもの ①転出証明書 ②印鑑 ③届出人の本人確認書類(免許証・パスポート等) ④個人番号カード(所持者のみ)
- 2. 転出予定日や転出予定地が変更になった場合は、そのまま新住所地に転出証明書を提出し、変更事項を申し出て手続きを行ってください。
- 3. 転出を取りやめた場合は、速やかに転出証明書を持参して転出取消の手続きをしてください。
- 4. 転出に伴い、該当する方は下記の手続きが必要となります。詳しい内容については各担当課へ問合せください。

	項目	対象の方	内容については各担当課へ尚合せくたさ   備考	[受付場所] 担当課 (電話番号)	※支所
●飼い犬	に関すること			•	
□犬の登録事項変更		犬の所有者	手続きが必要な場合があります。担当 課へご確認ください。	[本庁1階②] 環境推進課 (0776-50-3032)	0
●子ども	に関すること				
□ひとり親医療費助成		受給者	医療受給者証をご持参ください。	[本庁1階⑥]	
□児童扶養手当		受給者	児童扶養手当証書をご持参ください。	- <b>子ども福祉課</b> (0776-50-3042)	
□幼保園	・保育園・認定こども園	利用者・利用希望者	手続きが必要な場合があります。担当 課へご確認ください。	[本庁1階⑦] <b>保育課</b> (0776-50-3088)	
●障がい	∖者福祉に関すること(転战	出予定の方は <u>事前に</u> 担当課 <sup>・</sup>	でご相談ください)		
手帳	□身体障害者手帳	所持者	新住所地にて届出をお願いします。	- [本庁1階®] - 社会福祉課 (0776-50-3041)	
	□療育手帳	所持者	県外へ転出されるときは担当課へお越		
	□精神保健福祉手帳	所持者	しください。		
医療費助成	□育成医療	受給者	受給者証を添えて喪失の届出が必要です。 県外へ転出される場合は担当課へお越 しください。		
	□更生医療	受給者			
	□精神通院医療	受給者			
	□重度障害児者医療費助成	受給者	受給者証を添えて喪失の届出が必要で す。		
手当	□特別障害者手当	受給者	新住所地が施設の場合は喪失の届出が 必要です。 施設以外の場合は新住所地にて届出を お願いします。(新住所地で14日以内 に届出がない場合、手当が支給されま せん。)		
	□障害児福祉手当	受給者			
	□経過的福祉手当	受給者			
	□特別児童扶養手当	受給者(保護者)・障がい児			
	□重症心身障害児(者)福祉手当	介護者・障がい者	喪失の届出が必要です。		
サービス	□福祉タクシー乗車券	利用者	乗車券を添えて返還の届出が必要で す。		
	□障害福祉サービス等	利用者	受給者証の返還が必要です。		
	□障害児通所サービス等	保護者・利用者			
●選挙に	関すること				
□在外選挙人名簿登録		18歳以上の国外転出者	ご希望の方は担当課へ問合せください。	[本庁3階③総務課内] <b>選挙管理委員会</b> (0776-50-3015)	

<本庁舎・各支所 所在地> 開庁時間:平日(12/29~1/3を除く) 午前8時30分~午後5時15分

〇本庁 坂井市坂井町下新庄1-1

〇三国支所 坂井市三国町中央一丁目5-1

○丸岡支所 坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1

○春江支所 坂井市春江町随応寺17-10

※「支所」欄に○印がある項目については各支所での手続きが可能です。